

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。

会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



インボイス制度実施は中止！ 署名などの取り組みを強めよう！

2023年10月に消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。今年10月からインボイスを交付することのできる適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が始まります。

インボイス 何が危険か

インボイスは誰でも発行できるものではなく、登録申請が必要ですが、登録ができるのは課税業者のみで、免税業者は登録ができないので登録番号を記載できず、インボイスを発行できません。インボイスを発行できない業者への支払いは、消費税の計算上経費と見なされないため、免税業者と取引があると消費税の納税額が増えることとなります。つまり、免税業者が取引から排除される可能性があります。

取引から排除されないためには、売上が一千万円を超えていなくてもやむなくインボイスの発行事業者登録（課税業者となる）をする必要が出てきます。全国で500万人といわれる免税事業者にとって死活問題です。

署名などの取り組みを強めて中止に追い込もう

先日、「インボイスがこんなに危険だとは知らなかった。署名集めてきた」という会員さんがいました。

知れば知るほど危険なインボイス制度。学習を深め危険性を伝えるとともに、署名などの取り組みを強めて、実施中止に追い込みましょう。

インボイスが導入されたら...



社会保険の算定基礎届 7月12日(月)が必切です

社会保険に加入している各事業所に、算定基礎届が年金事務所から届いています。

社会保険料は、源泉所得税や雇用保険料と異なり、保険料が毎月の給与額の変動に応じて変動せず、4～6月に支払った給与の総支給額の平均額をもとに算出された標準報酬月額に基づいた保険料を1年間支払うことになっています。算定基礎届は、この標準報酬月額を算定するために1年に1回提出する届出書のことです。

提出締切は7月12日(月)です。書き方のわからない方は事務所までご相談ください。

6/1～6/20 実施分の休業協力金の申請が7/5からはじまります

「緊急事態宣言」に伴う飲食店の休業協力金(6/1～6/20 実施分)の申請受付が7月5日(月)から開始されます。6月29日時点で6/1～6/20 実施分の協力金の申請様式は発表されていませんが、現在受付中の協力金(4/20～5/31 実施分)と同様、確定申告書の写しと売上高の記載が必要となります。ただし、売上高に応じた交付額の下限額で申請する場合は、売上台帳の提出を省略できます。詳しい情報が入り次第随時掲載します。

「予定納税が払えない」そんな時は減免申請を

税務署から所得税及び復興特別所得税の予定納税通知が届いています。

予定納税とは、昨年度の所得税額（予定納税基準額）が15万円を超えた場合に、今年度の所得税の一部をあらかじめ納入する制度で、予定納税基準額を3分の1した金額を2回に分けて納入します。1期分の納期限は7月末、2期分は11月末までです。

予定納税額は来年の確定申告で申告書に印字され、予定納税した分を引いた残りを納税する仕組みです。

減免申請は7月15日(木)までに！

今年度の所得税の納付見積額が基準額よりも少なくなる見込みの人は、7月15日までに所轄の税務署に「所得税及び復興特別所得税の減額申請書」を提出して承認されれば減額することができます。

減額申請せずに納期限を過ぎた場合は、延滞税が課せられることとなります。「今年は売上が大きく下がったので予定納税は無理」という方は、忘れずに申請してください。

小豆島のそうめん
好評発売中！
1.8 kg 2,200 円



源泉所得税の中間納付

納期限は7月12日(月)です。1日でも遅れると不納付加算税が発生する場合があります。忘れずに納付しましょう。